平成２９年（フ）第６０号
広島県尾道市因島土生町1815番地２
債務者　瀬尾　岡衛
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１４５号
愛媛県東温市南方150番地16
債務者　大塚須義子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１６９号
愛媛県松山市南江戸２丁目４番７号　マンション田中308号
債務者　重松真理子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７３号
鹿児島県姶良郡湧水町中津川447番地３　中津川団地203号
債務者　杉水流勝政（旧姓中村・丸山）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
長野県松本市小屋北１丁目７番４号
債務者　深沢　雄樹
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０１９号
名古屋市緑区鳴海町字三高根89番地の１　三高根ハイツ105号
債務者　岩方　謙治
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２０号
名古屋市天白区久方１丁目152番地　相生山団地39号棟202号室、従前の住所栃木県那須塩原市南郷屋４丁目137番地15
債務者　君嶋　直人
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２４号
愛知県知多市佐布里字長田脇21番地の48
債務者　東島　真志
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０３０号
愛知県知多郡武豊町字豊成１丁目21番地１　サニーコート101号
債務者　野村　則次
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５４号
名古屋市中区松原３丁目９番30号　レスカール松原302号
債務者　柴田　文香（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県直方市大字下境3871番地１　市住1176号
債務者　小川　初美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第７４号
青森県青森市浪岡大字浪岡字平野45番地２　コーポあぷる101
債務者　髙橋　厚子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７６号
青森県弘前市大字若党町95番地４
債務者　清野　　浩
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３４７号
神奈川県伊勢原市笠窪407番地の10、前住所神奈川県伊勢原市笠窪391番地の１　レジデンス湘南110号
債務者　小島　英男
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１０４０号
名古屋市守山区新城19番９号　友苑302
債務者　岡村恵美子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９号
山口県周南市大字徳山6779番地の44　金剛山コーポ306号
債務者　古城　健治
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第５１号
山口県周南市大字久米3209番地の９　サンシャインマンション403号
債務者　竹中　健太
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部